

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月4日

日本年金機構本部
調達管理部長 木下 敏克

1 調達内容

- (1) 工事名 昇降機設備更新工事(千代田年金事務所)【南関東】
(2) 工事場所 東京都千代田区三番町22
日本年金機構 千代田年金事務所
(3) 工事内容 昇降機設備更新工事
(4) 工期 令和8年8月3日から令和9年10月29日まで
(5) 余裕期間 履行開始日の翌日から令和8年8月2日
(6) 入札方法

入札は、総価にて行う。

- ① 入札参加者は当該業務にかかる経費のほか、輸送費、保険料等その他一切の諸経費を含めた入札金額を見積るものとする。
② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税等に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。
③ 入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(7) 電子入札システムの利用

本案件における入札手続は電子入札システムにより行う。電子入札システムの運用及び取扱いは、「日本年金機構電子入札運用基準」に基づくためあわせて確認すること。なお、電子入札システムにより難い者は、日本年金機構が認める場合に限り、紙入札での参加を認めるものとする。

2 競争参加資格

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は除く。
(2) 日本年金機構の調達において、次のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年（日本年金機構から競争参加資格停止措置又は厚生労働省から指名停止の措置を受け

ている場合はその期間) を経過していない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- ② 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- ⑥ 上記により一般競争に参加できることとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) 厚生労働省から、令和 07・08 年度関東・甲信越地域における「機械器具設置工事」に係る A 又は B 等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

(5) 日本年金機構から競争参加資格停止措置又は厚生労働省から指名停止の措置を受けていないこと。

(6) 平成 22 年度以降に元請けとして完成・引き渡しが完了した以下の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合のものに限る。) なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち 500 万円を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。

・公共性のある施設又は多数の者が利用する施設にかかる昇降機の新設又は更新工事

(7) ① 次に掲げるア～ウいずれかの基準を満たす監理(主任)技術者を当該工事に専任で配置できること。

- ア 10 年以上の機械器具設置工事の実務経験を有するもの
 - イ 高等学校(旧制実業学校も含む)卒 5 年以上の実務経験、大学卒若しくは高等専門学校(旧制専門学校も含む)卒 3 年以上の実務経験を有する者で在学中に国土交通省令で定める学科を修めた者
 - ウ 國土交通大臣がア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者
- 同等以上とは以下のものをいう

- (ア) 下記の資格取得後、3 年以上の機械器具設置工事の実務経験を有する者
1 級建築施工管理技士、1 級建築施工管理技士補、1 級電気工事施工管理技士、
1 級電気工事施工管理技士補、1 級管工事施工管理技士又は 1 級管工事施工管
理技士補
- (イ) 下記の資格取得後、5 年以上の機械器具設置工事の実務経験を有する者
2 級建築施工管理技士（建築・躯体・仕上げ）、2 級建築施工管理技士補、2 級
電気工事施工管理技士、2 級電気工事施工管理技士補、2 級管工事施工管理技
士又は 2 級管工事施工管理技士補
- (ウ) 技術士（機械部門）
技術士（総合技術管理部門（機械部門））
- ② 平成 22 年度以降に上記（6）に掲げる基準を満たす完成・引渡が完了した工事で元請
けの社員として工事を管理した経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働
省及び他省庁が発注した工事のうち 500 万円を超える請負工事の場合にあっては、「工
事成績評定表」の評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又
はこれに準ずるものであること。
- ④ 監理技術者の職務を補佐する者として政令で定める者を専任で置いた場合は、監理技
術者の複数現場の兼務を可能とする。ただし、この場合の監理技術者が兼務できる工事
現場の数は、2 現場までである。
- (8) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本もしくは人事面
において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参
照）
- (10) 厚生労働省競争参加資格にかかる資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載し
ていないと認められる者であること。
- (11) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (12) 日本年金機構に対して支払うべき、損害賠償金又は違約金が発生し、その支払が完了
していないと認められる者でないこと。
- (13) 日本年金機構との契約において重大な不祥事を起こし、機構の業務運営に多大な影響
を及ぼしたことがあり、その原因の改善が見込めないと認められる者でないこと。
- (14) 上記（10）から（13）までに該当しない者（その者が法人である場合は、取締役又は
執行役をいう。）が役員（取締役、執行役又は無責任社員）となっている法人、若しく
はその者が実質的に経営に参画している法人でないこと。
- (15) その他、入札説明書及び仕様書に定める資格を有する者であること。
- (16) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものと
して、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でない
こと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の配付方法及び問い合わせ先

① 入札説明書の配布方法

- ア 日本年金機構ホームページ・調達情報からダウンロードすること。
- イ 仕様書のダウンロードには開封用パスワードが必要なため、所定の様式にて申請し、交付を受けること。
- ウ パスワード照会用様式は日本年金機構ホームページ「調達情報」→「入札公告」→「＊パスワード付仕様書等の配布方法について」を確認すること。
- エ 守秘義務誓約書をあわせて提出すること。

② 問い合わせ先

日本年金機構本部調達管理部契約グループ

松崎 電話 03-5344-1100（内線 6419）

(2) 業務説明会の日時及び場所

業務説明会は実施しない。

(3) 入札書の受領期限

令和 8 年 2 月 3 日 18 時 00 分まで

(4) 開札の日時及び場所

令和 8 年 2 月 4 日 13 時 50 分

東京都杉並区高井戸西 3-5-24

日本年金機構本部 1 階入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金　免除

(3) 契約保証金　免除　ただし、付保割合を 10 分の 3 以上とする公共工事履行保証証券（契約不適合を保証する特約を付したものに限る。）を付すこと。

(4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争に参加する者は、競争参加に必要な書類を令和 8 年 1 月 19 日 11 時 00 分までに提出しなければならない。入札参加者の競争参加に必要な書類は日本年金機構において審査するものとし、採用し得ると判断された場合の入札書のみを落札決定の対象とする。入札参加者は、日本年金機構から当該書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否　　要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると日本年金機構が判断した書類及び入札書を提出した入札参加者であって、日本年金機構の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札参加者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(8) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(9) 手続きにおける交渉の有無 無

(10) 入札に参加しない場合の手続

入札説明書等を取得したのち、入札への参加を見合させる場合は、電子メール又はファクシミリにて「競争入札不参加理由書」を提出すること。

(11) 詳細は入札説明書による。